

製薬業界の外資参入をめぐる「法と経済」 の応用倫理学的考察

麻生享志

引用は全て〈 〉の符号で括り、「」は論者＝麻生による強調その他を意味する。引用中で、中略箇所は「……」、〔 〕内は論者による補足、／は元の文献で段落の切れ目である。文献指示は論文末の「文献表」の形式に拠って挙げた。

1 倫理学研究の方法

ヒューム⁽¹⁾は、倫理学的研究の方法について、探究される領域を大きく二つに区分する必要を提唱している。第一の区分は、いわゆる存在の領域であり、第二は価値の領域である。自然科学をはじめとする「諸科学」が、「事実」に関する、存在の（第一の）領域を探究する。（諸科学という学問呼称が、どの範囲にあてはまるかは、今はおいておく。）そこで得た知見は、究極の根底において直接には、区分された第二の領域、すなわち価値の領域における知見に結びつかない。しかるに、多くの論者が両領域を無造作に結びつけている。ここにヒュームは、驚くべき事態を見る。存在の領域から、説明ぬきに価値の領域に移行するのは、端的に飛躍であるとヒュームは考える。しかるに、道徳論者のある者は、あたかも存在に関する探究結果から、必然的に普遍妥当的な結論を「演繹」するように、移行するのである。この第二の区分領域は、具体的な行為を指定・命令する、いわゆる「当為」の領域であり、指定する行為やもたらされようとする事態を（正負の）「価値」で評価する領域である。

もちろん場合によっては、ヒュームの言うように、この種の自然主義的方法によって出された価値評価や当為の主張が、誤っている、論理の飛躍でしかないように思われることもあるであろう。「事実は確かにその通りかもしれないが、しかしだからといって、僕が君の主張通りに行動しなければなら

ないということにはならないよ」と。例えば税金の不明朗な使途を知った（事実）として、それゆえ政府は転覆される「べき」（当為）であると主張されたとしよう。しかし相手が主張する具体的対処手段がもし「自衛隊を説いてクーデターを起こさなければならない」ということだとして、それに従つて決起しなければならないとか、不正な税の使途を正す手段が直接に暴力的な政府転覆に結びつくというような結論が、「演繹」されることにはならない、など。（後者の）対処手段は、（前者の）事実認識とは別個の問題として、新たに考えなければならない、と主張したくなる。主観的選択の余地を残し、「わたしはそれを（その対策を）、良いとは思わない」というわけである。そういう場面は日常的なものもある。だがそうだとしても、「全ての場面で、事実認識は行為選択肢の指定に結びつけられない」と結論できるかどうかは、これも別の問題であろう。

例えば、次のような場面を考えよう。二つの行為選択肢があり、各々を採用した「結果」を探究する場合である。どちらの選択肢にも、無理由な好悪を覚えない、一方には明らかに或る「有利さ」が付随するのに、他方にはその点で大きく欠けるところがある、またそれ以外の点では両選択肢の間に違いがまったくない、としよう。両結果に一点だけある結果の違いは、それ自体で「有利」かどうかだけである。同じ商品に対する価格評価が百円をつける顧客と千円をつける顧客とがいた場合に、どちらに売るか。二つの乗り換え方法の内で、他方は倍の時間がかかる場合、どの方法で行くか。稻を刈る時、鎌を使えば同じ時間でも鉄を使う場合の五倍の量を刈りとることができるしたら、鎌を使うか鉄を使うか、など。誰が高く買ってくれるか、どれ位の時間がかかるか、どれ程の量を収穫できるか、といったことは事実に関する探究結果である。高く売れる、早く目的地に着く、多く刈りとれる方法が明らかになり、それ以外の点ではまったく違いがないことが探究の結果から分かったら、それらを有利さであると見て、その採用を結論することができるのではないか。もちろん、この場合にも、いちいち「高く売れる方が良い」「早く移動できる方が良い」といった実践的原則を別に立てて、その原則との複合によって、行為手段のうちで選択すべきものが結論される、とする説明は可能であろう。（この意味で、ヒュームに対する決定的な反論にはならないであろう。）しかし、収益は多く、かかってしまう時間・労力は

少ない方が、その反対の結果より「有利」である、ということは、原則というかたちで自体的に対象化するには、あまりに自明である。異論の余地が考えられない。特にとりあげて考えることが無意味である程に明白である。つまり、事実を調査して、「行為者に主観的な好悪・偏愛の区別がない二つの手段間で、他の点にまったく違いがなく、一方は要する時間が短く、他方はより時間がかかる」といったことが明らかになれば、直接に、「かける時間が短くてすむ方の手段を選ぶべき（当為）である」と結論しても、大きな問題は引き起こさないようにも思われるのである。

事実調査・研究が、自然な形で当為的結論・価値判断に接続する典型的な場合に、少なくとも一つの特徴が見出される。それは、「調査以前に、特定の目的・意図・視点が先在する」ということである。ある場合には、解決をはからなければならない困難がある。ある場合には、生活をより豊かなものにする（物質的意味だけでなく、精神的意味でも）ために、実現したいと願う状態がある。ある場合には、特定の意図にそって設置の決まった「もの」があり、しかしそれをどのように具体化するかを考えなければならない、という課題が与えられている。これらの場合において、困難を解消する手段・願いをかなえる手段・具体化の手段は、それぞれ行為手段である。それらを確定していくことは、伝統的な倫理学・哲学の用語によれば、価値評価的命題・当為的命題を獲得することである。「ヒューム的異論」は、これらの命題の獲得は、事実研究（「事実」を研究すること）から直接に、与えられてはならない、とする。しかし困難・願い・建設方針の決定が先在し、それに対処する具体的手段という形で課題が与えられている時、事実調査は容易に当為的命題に直結できる。そして（高度に純粹に理論的な場面を離れれば）事実探求のほとんどが、こうした「困難の解消・欲求の実現」を目的に行われるのであろう。（価値・有利さといった）「良さ」が自明的な場合も含めて、このような時にわれわれは、事実研究から価値認識へ、さらに当為的結論へと、進んでゆくことが「出来る」と言ってよいと、私は考える。

本論文が（これらの考察をふまえて）、ここで扱おうとする倫理学的问题は、「経済学」のからむ問題である。経済学による事実的研究は、われわれに、何を当為的命題として与えるであろうか。

2 原理的な市場主義——経済学が「与える」倫理原則

ロビンズは、経済学を「稀少な資源の配分の学」と定義した。[ロビンズ：1957] この時、経済学は「(経済学的意味での)効率性」を研究しようとする。ここからさらに、経済学者パレートが明らかにした「パレート効率性」の概念に依拠しつつ、「効率性を目指す(パレート改善する)べきである」ことを主張する場合もある。こうなると、そこで主張されている「パレート改善」(的措置)は、前節に言う、いわゆる「当為的命題」となる。

パレート効率性について、経済学者たちは、次の二点も明らかにすることが出来たと考えている。すなわち第一に、真の意味で「市場」が成立している時(完全競争)には、市場取引(需要と供給の均衡する点における価格と取引量で交換が行われること)が「パレート最適」であること、また第二に、経済学的意味での効率性が達成され、資源が最も効率的に配分されることは、市場取引が行われる時に得られる、ということである。この時、公正な取引が行われる市場を制度的に整えること、取引のルールは公正性の観点のみから定めること、諸事は自由な市場的取引にまかせて決着をつけていくことを、当為として主張することが出来る。これが「原理的市場主義」の考え方である。

こうした考え方に対し、ヒューム的異論の見地から反省する見方もあった。その見方によれば、原理的市場主義は、倫理的主張・立場の内の一種類である。極端に言えば、それはある偏りをもった、党派的な考え方かもしれない、というのである。それは、どんな場合にも無条件的・金科玉条的に採用できるものではなく、そのような強い普遍性をもっていない。むしろ「採用の適否が、個々の特定の状況の中でその都度、検討されるべき思考法だ」というのである。

しかしこうした観点については、前節に考察した。「良いことなのかどうか」は存在について事実を探究する中では与えられない、というこの種の議論(ヒューム的異論)に対して、①「良さが議論の余地なく自明であれば、事実探究とは別個の『良いことなのかどうか』を探究する過程を(事実上実際的に)省いて、良さ(価値)や行為選択を当為として結論することも、同じく自明になる」のである。その典型的な例は、「他の事情がまったく変わ

らないならば、金銭的利益を大きくする行為手段が選ばるべきである」というものであった。また、②ある特定の見地から議論が出発していたり、解決すべき課題が与えられている時、「何が良いことか」は語られざる前提条件として自明となり、詳しく議論する必要性がなくなる、ということであった。これらをふまえて、原理的市場主義を考えてみよう。

経済学は財が稀少であるとの前提から出発する。その稀少な財をどう配分すれば「良い」のかを解明するのが、与えられた課題である。そこで市場主義的な配分方法が検討されるのである。市場に配分を委ねると、それはパレート効率性を実現する。これは限られた量の財の側から言えば、ムダなく最大限に資源として活用しているということを意味するし、その仕組みが作り出す価値の総量が最多である（すなわち、それより多いものがないという意味での最大限）ということである。経済学は富などの経済的価値を多くすることを、「自明な良きもの」と扱って探究を進める。また、経済学は、稀少な財を最大限に有効に活用する（経済学的意味における「効率」の追求）という課題を与えられて出発している。したがって経済的価値を最大限にする仕組みである市場主義（およびそれで得られるパレート改善）は、ヒューム的異論を検討する必要がほとんどなく、「良い配分方法である」と結論してよいことになる。

この原理的市場主義とからんで、最近特に論争的となっているのが、規制緩和論である。規制には、経済的規制と社会的規制とがあるとされる。
[植草（編）：1997] 経済的規制が直接に（価格・商品種類・参入等の）経済的取引を問題にするのに対して、社会的規制は経済的取引を間接的に制限しようとする。これら両種の諸規制は、それだけを他の文脈全てから切り離して考えるならば、パレート効率の改善を阻害する方向に働く。倫理学説（当為的主張）としての原理的市場主義の考え方からすれば、極力、規制を撤廃し市場メカニズムだけに委ねるべきだと結論される。こうして、規制緩和を「善（良さ、価値）」として主張する傾向が出てくることになる。

規制を課して縛る主体は、その一つは国家である。（国家は唯一の規制主体ではない。そのような法的制度的規制のみならず、例えば社会慣習なども規制的に機能すると考えられる。しかし今は国家による規制について、考えることにする。それは一面では、五節で論じる「法対経済」構図をふまえて

の関心もあざかってのことである。) そうすると、原理的市場「主義者」は、出来るだけ規制を少なくする国家を理想とすることになる。こうして、それらの主張が目指す国家像は、福祉国家ではなく、最小限の機能しか果たさない「小さな政府」ということになる。

さて規制緩和の主張は、現在の日本の場合、国内の規制を受ける側によって展開されるだけでなく、一層大規模な形で「外圧」として主張されるに至っている。その背景には、巨額の貿易黒字を出している産業構造の問題と、外国企業が日本の市場に参入するに当たって生じる種々の困難とがある。そこで伊藤元重は言う。〈……日本のサービス分野の規制について、国内だけの利害関係から見ても明らかに弊害の方が大きい規制が多く残っている。利用者保護やサービスの公共的性格という名目で維持されている規制であっても、実のところは業界保護のためであり、声の小さな利用者の利益にはならないものが少なくない。〔海外からのサービス貿易の自由化の要求が、実は国内の声無き大衆の利害を反映したものであることが多いのだ。……〕〔石黒・伊藤：1993：p.174〕伊藤の挙げるのは、米の自由化の例である。〔石黒・伊藤：1993：pp.31-2〕（少数の）コメ農家の政治的影響力は強大で、安い外米の輸入制限を「声の大きさ」で実現するが、（農家に比して大多数となる）消費者はそのため高い米を買わせられることになる、その制限を外米を売りこもうとする「外圧」が崩す、と言う。このようにして、規制緩和の、基本的な必要性が主張されるのである。

かくて経済学の見地に立った上で、倫理問題を考察すると、適切な価値として「市場化によるパレート改善」「市場に解決をゆだねる規制緩和」が結論される。この種の原則は、「きわめて自明」（パレート改善の「良さ」の自明性）であって、その原則を用いて何かを考えたり決めたりする場合に、特に別に考察を加えたり、原則の付加・複合として格別の注意を払わなくてもすむようなものとみなされていく。そしてそのようにして、ヒューム的異論を受け付けないものと考えられていくのである。しかし、本当にこの原則（イデオロギー）は完全無欠なのか？ 次節以下には、この原理的な市場主義を、医療と「いのち」をめぐる制度を考察する形でとりあげよう。

3 医療の規制緩和——薬剤を例に

以上の予備的考察によって、原理的な市場主義・規制緩和「性善」説・「小さな政府」を福祉国家に対置し推奨する考え方の成立を追った。それらは、パレート改善による有利さの自明性と、経済学がもともと解決を迫られていた課題に対する（一応）十分な答えとなっていることとを武器にしており、それによっていわばヒューム的異論の「迂回」を果たすのである。本節では、この市場原理主義を、医療制度に「適用」することを試みよう。

規制緩和の主張は、医療の制度を考察する場合にも、（近年は）様々に語られている。もともと医院は、非営利性を「義務」づけられている。そこで広告等を出すことも厳しく制限されていた。しかし例えは、この広告規制は緩和されつつある。（これについては、例えは〔川上・小坂：1991：pp.47 f.〕を参照。）医療の分野に押し寄せる「市場原理主義」と「規制緩和原理主義」の倫理学的意味は、後に、5節にとりあげ、考えよう。

しかし今本論で、医療分野の規制緩和を考察するために見ようとするのは、薬剤の例である。この分野は、典型的な形で、海外勢力の日本市場参入が妨げられてきた。本節では、その経緯と現状を見てみよう。〈……戦後の五〇年間の製薬業界は……年率一〇パーセント以上の成長を誇ってきた。これは、日本の製薬企業が健康保険と例の護送船団方式によって守られてきたためである。……〉また、〈外資企業が〉〈日本の薬の流通……のシステムのなかで……活躍することは困難だった。〉〔水野：2000：p.109〕

薬剤は、種々の医療「サービス」の中で、用いられる割合が日本は諸外国よりも高い、とされる。こうして形成された〈世界で二番目〉〔同書：p.108〕の規模を誇る日本の市場は、外資企業にとって垂涎の的なのである。しかも〈日本のメーカーは製品（医薬品）の質で劣る〉(ibid.)と、水野肇は言う。

しかし外資の参入は、次のような方法でこれまで阻まれ続けてきた。すなわち（旧）厚生省の、〈薬剤は日本人へのテストの臨床データを添付しないかぎり認可しない〉という〈"政策"〉〔同書：p.119〕によってである。この制度が、外資を決定的に「食い止める」役割を果たし、明確に、いわゆる「非関税障壁」として機能してきた。そのいきさつは次のようなものである。〈日本人を対象にした治験テストのデータを出さなければならないとする、

日本での販売許可をとろうと思った場合、少なくとも治験テストのために二年間はかかる。この二年間は大きい。二年間あれば、画期的な新薬といつても、その間に全貌がわかる。そうなれば、特許逃れの製品（……ゾロ⁽²⁾）も出てくる。その間、日本の市場に出ないので、日本の製薬企業はその新薬で市場を荒らされることはない。これは護送船団方式をとっていた日本の厚生省にとってはうまい方法だった……。）〔同書：pp.119-20〕

ここには原理的市場主義からして、許し得ない三つの「悪」が見出される。第一には、そのようなシステムは、パレート非効率的で、稀少な財を有効に活用していない。患者・保険者・納税者に、不当に大きな犠牲を強いて、日本の製薬業者の利益を図っている。第二に外資系の製薬企業に対して、不正な差別を行って参入を阻むことによって、害悪を引き起こしている。（この二つの点については、前節に「コメ」問題を例に、伊藤の論じているところを参照。）更に重大な第三の論点があり、これも、経済学的視点において「も」、重要である。すなわち、〈実際に病気になって、その外資系の薬を投薬するとなおるかもしれないという人は三年間も待たされる。この点への配慮はなかったというべきだ……。／この点は、ほんとうに国民の立場に立つて行政が行なわれているのではないことを示している。……〉〔水野：2000：p.121〕 しかも外資は、参入阻止的な諸規制に妨げられて、参入 자체を諦めることすらあった、というのである。経済学的視点から財の有効活用を考える時には、このような場合の犠牲も、「コスト計算」に含まれる。患者の便益に与える犠牲を経済学的に計量換算することは、医療経済学の分野では「おなじみのもの」であり、まさに経済学的な分析の対象なのである⁽³⁾。

この参入阻止的な非関税障壁、厚生（労働）省と国内製薬業界とがスクラムを組んできた「制度」の現在は、どうなっているだろうか。実は、かのバイアグラ、巷で酒席の話のネタにも頻繁に用いられる有名な薬剤、によって揺らいでいるのである。〈……これまででは外国で製造認可された薬も、治験テストに日本人の臨床テストのデータを提出しないかぎり認可しないというルールになっていたのを、バイアグラに限って、アメリカ人の臨床テストのみで許可するということにして、申請後半年ほどで日本での販売が認可された。……〉〔同書：p.117〕（1999年） これは〈緊急措置〉であって、〈バイアグラツアーとか、インターネットなどを通じて手に入れる人がふえ、処方

に従わず服用したときの副作用が憂慮されたため、認可を急ぐ必要》(ibid.)に迫られてのことであった。したがってこの種の認可方式が一般化してゆけば、これまでのようにはいかなくなる。現に水野は、〈……これから外資系企業の製品を日本で販売する際には、バイアグラと同じようにその本国の人を臨床テストしたデータだけで判断せざるを得なくなる。当然のこととして、認可は早くなる〉[同書: pp.116-7] と言う。その結果、〈私見 [麻生注; 水野による個人的見方] をいわせてもらえば、現在の日本の製薬企業は危急存亡の時〉[同書: p.109] だ、というところに来ているのである。

4 「外国人治験データの受け入れ」への疑問符 ——スモン薬害事件をめぐって

ところが、ここに、やみくもな規制緩和論と徹底的な市場原理主義に対する疑義が呈されることになる。この〈「外国検査データの受け入れ問題」〉[石黒: 1998: p.98] は、〈いわゆる“基準・認証制度の改善”との関係で問題とされて来〉(ibid.)て〈通商摩擦の種にもなっていたし、まさに「社会的規制」の緩和問題とも直結する。〉(ibid.) ここで考えるべき事例がある。〈キノホルムという薬の大量投与による、いわゆるスモン病〉[同書:p.97] の事例である。この事件において、日本でスモン病が発生した〈のと同様のキノホルムの大量投与を行なっても、白人については殆どスモン病が発生せず、黄色人種については事情が異なる、といった“薬の副作用と人種差”の問題が、事件の背景として、実はあったのである。そして“人種差”的影響については、自然科学的研究が今まになされつつあるのである。その段階で、専ら規制緩和ないし貿易自由化の関心のみから、「外国検査データの受け入れ」が論じられて来ているのである。実に危険なことだと、私 [麻生注; 引用文筆者の石黒] は考える。……〉[同書: p.98]

厚生省（当時）は、日本人治験データを要求する際、その「根拠」として、〈「薬は民族によって効果も副作用もちがうかもしれない」という考え方〉[水野: 2000: pp.121-2] を示していた。そこで、この厚生省側の見方をスモン病にあてはめて、石黒一憲は反論しようとする。

人種差とデータについて、石黒は言う。〈……日本全国でスモン訴訟が起きた。そのとき、キノホルムの原末を作っていたスイスのチバガイギーとい

う、日本での訴訟の被告だったチバ製薬の、親会社が、日本の訴訟の現場に来て、キノホルムは安全だという海外での臨床データを猛烈に出しまくった。〉〔石黒：1996：p.346〕 治験（臨床）データに関しては、〈そこが、まさに問題の核心だ〉〔同書：p.347〕、と。

石黒の言う〈いわゆる“基準・認証制度……”〉〔石黒：1998：pp.97-8〕について説明しよう。〈……従来からスタンダード・コード（TBT協定）では、輸入に際しての種々の検査等が、国際貿易を阻害せぬよう、配慮している。……〉〔石黒：2002：p.123〕 また、このGATTスタンダード・コードとならんで、いわゆる「平岩レポート」をも石黒は問題視する。〈社会的規制についての平岩レポートの提言は、法律学からは、極めて違和感のあるものである。食品や薬品、電化製品等についての安全基準についても、自己責任原則を徹底せよ、とある。〉〔同書：p.125〕

石黒によれば、こうした規制緩和論は何を意味しているか。〈……政府の側が危険な薬品等をあらかじめ規制し、それらを市場に置かぬようにすることはやめ、ともかく市場原理で解決せよ、ということである（……）。／もちろん、薬品等の安全性については企業側が十分な情報を消費者に出せということ（いわゆるディスクロージャーの徹底）が、強調されることになる。企業には薬の説明書に細かく書かせ、消費者はすべてそれを理解し、自分で危いかどうかを判断した上で買え、ということである。それが自己責任原則の、消費者にとっての意味である。／他方、欠陥のある商品によって、消費者側に被害が生じたら、いわゆる製造物責任（プロダクト・ライアビリティ）についての法律などで、損害賠償等をせよ、とされる。だが、当の消費者が死んでしまっていたらどうなのか……〉。そこで、〈結局それは、馬鹿な消費者は自己責任で死ね、というに近い〉、となる。〔同書：pp.125-6〕

石黒では、薬の副作用と人種差の科学的因果関係が実際にどうなのかは、あまり見えてこない⁽⁴⁾。 しかしこの点は、水野も言及している。第一に、薬の効き方には、そもそも個人差がある。第二に、〈アルコールも薬品であるという考え方方に立てば〉、〈欧米人と日本人では徹底的にちが〉い、明確な〈民族〉差が見出される。これは、〈アルコール脱水素酵素のレセプターがちがうというほんのちょっとした差異〉によるものである。〔水野：2000：pp.122-4〕 第三に、サリドマイド薬害事件が起きた後、〈数々の動物実験を

行なったが、〉同種の奇形児は〈オーストラリア産のある種のウサギ〉にしか見出されず、〈なかなか……生まれなかつた。一時は人間の赤ちゃんだけの現象かと思われた時期もあった〉程である。少なくとも動物において、こうした地域差が見られているのである。このような傍証から、薬が人種によって効き方が変わることは大いに有り得ると、水野は考えている。〔同書：p.126〕（しかし、第一の傍証である「薬の個人差」を言い出すと、今関わっている治験データの文脈においては、治験制度自体の破綻にまで拡張し得るとも思われる。この点に、水野は触れていないが。）

さらに上述の傍証の第二点と第三点の間に水野は、次のような医学研究も挙げる。『イングリッシュ・ジャーナル』の二〇〇〇年二月号に「人種によって異なる薬の効き目」という記事が掲載〉され、それによれば、特定の薬剤の場合に、〈……民族によって異なる反応を示す。そのため服用量を変えなければならない。〉調査は〈南アフリカ一帯にいる黒色人種〉を〈白色人種や中国の民族と〉比較したものであり、特定の薬剤とは、〈抗うつ剤と向精神病薬〉であった。この〈……研究は、たぶんまだ緒についたばかりだろう。しかし多くの問題を含んでいることは容易に予測できる……〉と、水野は一定の留保を付けてはいる〔同書：pp.124-5〕ものの、むしろ確かに石黒の主張するように、〈“人種差”的影響については、自然科学的研究が今まさになされつつある〉〔石黒：1998：p.98〕ことを裏付ける。

かくてこれらの議論を紹介してきた水野は、〈……厚生省が守ってきた、日本人を対象にした人体テスト（治験テスト）の結果を提出しないと認可しないという、一見頑固な方式は、実はよい制度だったのかもしれない。巷間伝えられるところでは、アメリカ政府の圧力に屈してこのテストを省略したらしいが、あるいは将来に禍根を残すことになるかもしれない……〉と総括している。〔水野：2000：p.126〕⁽⁵⁾

5 「法対経済」の構図の中で

このように薬の効き目と副作用に関して、民族差や人種差が存することが疑われている。かといって、具体的事例であるスモン事件だけを、唯一の最重要な教訓として、「スイスなどでのデータが日本人には当てはまらない」と結論するのは、現状では医学的に無理があるようである⁽⁶⁾。

ここで、仮定の話として、スイスの治験データだけを用いて、厚生労働省がキノホルムを認可し、「規定量」を決め、運用していくとしよう。もし仮りに、人種差が本当に薬の効果・副作用に大きな差をもたらすとしたら、「スイスでは考えられなかつた重大で深刻な結果」が日本で引き起こされるにちがいない。

この場合にも、市場原理主義に立てば、外国治験データは、規制を緩和し認証制度が貿易における阻害障壁とならないようにする見地から受け入れるべきであるとされる。しかしこれにより、新たな薬害が起き、新たな被害者が出るであろう。そして多数の患者の死や、奇形児の誕生などの取り返しのつかない悲惨な結果にも至るであろう。こうした「問題」は、規制緩和自体の推進を「経済」政策の最高指針とする考え方では、どうとらえられることになるだろうか。

社会的規制の内、安全基準によって規制を行う場合について、純粹に理論的経済学の発想に「忠実」であれば、次のようになる。キノホルムなどの「薬害を引き起こした薬品」は、市場取引において淘汰され、現在は使われなくなっている。このように、そうした薬品（例えばキノホルム）は使用を通じて危険性が明白になり、購買が回避され、かくして市場から姿を消す。その過程には、もちろん、ある程度の時間がかかる。そしてその間に、（十分に情報を開示していても）悪い結果、薬害の被害は生じるのであるが。また、他方企業側は、薬害を引き起こせば、会社としての信用を失い、莫大な損害補償をしなければならなくなる。（製造物責任法などが、このことの制度的裏付けである。）したがって十分に賢明であれば、安全でない商品を市場に出さなくなる。しかしともかく（時間をかければ）、このように市場的条件のみに頼っても、危険な商品は市場から駆逐されるのである、と。

〈経済学のほうでは、そういう場合は、均衡点が新たに設定されるまでの移行期の問題として捨象することは可能だろうが、そんなことは法律の世界ではできない。万が一でも何か起きないように、かなり重装備になるかもしれないけれども、社会的に極力安全な装置を作つておくことが国の責任であり、法制度の責任だと法律学では考える。少くとも私はそうだ。〉〔石黒：1996：p.348〕 石黒はこういう形で、法の側からの違和感を繰返し訴える。

これはまさに、〈法律〉学と〈経済学〉(ibid.)という学問分野の相違、ディ

シプリンの相違を越え、法という社会事象「対」経済という社会事象の構の存在を物語るものかもしれない。この「法と経済との対立」の意味で、石黒は、法学者として『法と経済』[石黒：1998] という書物を書き、倫理学的主張としての市場原理主義を、主に国際的問題（石黒の専門領域は国際関係法）に即して批判するのである。

法は、本性的に「取り締まるもの」であって、禁止することを本来の姿としており、許し促進することはあくまでその裏側の事態に過ぎず、したがつて「第一の関心事」とはならないであろう。そもそもが、法学は、「規制」を与える、正当化し、どのように運用・運営していくかという「法の学」なのである。他方経済学は、その「古典的」な出発点であるアダム・スミスから、自由を非常に重視し、個人主義を前提に利己心とそれらによる活動を正当化し、基本的なものと見て是認していた。〈われわれが自分たちの食事をとるのは、肉屋や酒屋やパン屋の博愛心によるのではなくて、かれら自身の利害にたいするかれらの関心による。われわれが呼びかけるのは、かれらの博愛的な感情にたいしてではなく、かれらの自愛心にたいしてであり、われわれがかれらに語るのは、われわれ自身の必要についてではなく、かれらの利益についてである。〉 [スミス：1978：p.26（ルビによる原語補足は省いた）]⁽⁷⁾ そして、「神の見えざる手」というレトリックで放任が説かれていた。基本的な対立と言うべきだろう。

規制に対するスタンスの違いは、「誰に目を向けるか」にも表われよう。規制があるとなると、経済学は「桎梏にあえぐ」側に目が向くが、法は規制のおかげで救済され、本来の正当な権利を回復し、生活の最後の一線を守つてもらう側をまず気にする。逆に規制をなくすとなると、法学者は野放図なならず者をまず思い浮かべ、経済学者は民間のいきいきした活動ぶりをイメージする、など。経済学が、基本的に強者に基調を置いた弱肉強食的社会進化の方向性でものを考えるのに対し、法学は、公権力の助けを借りて、精一杯生きていく「弱者」の視線を主な関心にする⁽⁸⁾（本論の視点と通底する観点として [植草（編）：1997：p.216 n.7] をも参照）。強者には強者の正義があり（ニーチェの主張が想起される）、弱者には弱者の正義があるのである。

いずれにせよ、このような強者の正義と弱者の正義の拮抗の中で、どちらか一方の立場を無前提のものとみなしたり、無批判に採用したりするのでは

なく、必要な「是々非々の態度」を堅持し⁽⁹⁾、バランスをとることがわれわれには必要であろう。しかるに、普通の「市民」の場合、自覚が決定的に欠如しており、大衆として判断し（ル・ポンの『群集心理』的見方をすれば、「判断すら行わず」に）、ある時は公権力にしいたげられる側に自らを置き、またある時は資本の暴力に翻弄される側に身を擬して、無原則に立場を変え、主張が一定しない無定見となる。まことに「ぬえ」のごときものである⁽¹⁰⁾。

「バランスをとる」必要を説くならば、それはしかしながら必然的に次のことを含意せざるをえない。すなわち一方では暴力的な経済原則・市場原理主義の「機械的な適用」を行わないと同時に、他方では、場合によっては、最弱な最後の一人を「切る」ことも辞さない覚悟を持つことを、である。この点について、竹内靖雄は次のように言っている。〈生命至上主義を機械的に、あるいは単細胞的に適用するとどんなことになるだろうか。これは状況も条件も抜きにして問題を考えることを意味するから、「どの個人の生命も、可能な限り最大限まで引き延ばされるべきである」ということになる。……今日の医師の立場は一応このようなものであると言つてよい。そして単純なヒューマニズムの立場からこれを支持する人は、さらに at any cost ——つまり「どんな犠牲（費用）を払ってでも」と主張するかもしれない。しかしこのあたりで、「そうは言ってもそんなことはできない相談ではないか」という疑問が行く手に立ちふさがることになる。／ここでも、問題は「稀少性」という制約である。〉〔同書：pp.197-8〕 これは、竹内の「経済倫理学」構想の立場であり、明らかに経済サイドから、〈倫理問題を経済問題に交換して解決し、倫理問題を消去する〉〔同書：p.242〕考え方からの言及ではある。また「法と経済」研究で重要な役割を果たしているカラブレイジも、〈混乱が共通して見られるいくつかの領域〉の筆頭に、〈どんなに費用がかからうとも事故は回避されなければならない〉という主張を挙げて批判し、説得的な説明を与えていている〔カラブレイジ：1993：p.21〕。

しかし、これらが（本論に言う「法対経済」の対立図式における）経済サイドからの主張であるにせよ、実際に生きる中で無数に出会う（であろう）過酷の一つとして、「〈単細胞的〉な〈生命至上主義〉を、〈稀少〉資源の〈制約〉のゆえに断念すること」を、受け入れなければならないであろう。石黒は、この点に関して〈重装備〉となるコストを恐れない旨を表明〔石

黒：1996：p.348】しており、この意味で「確信犯」的であるが、問題をこのように整理すれば、無制限のコスト社会は明らかに無理で、実現不可能な主張と考えるより他ないであろう。

「では、どこまでか」という程度の問題が次に来ることになるが、それは、「稀少性の制約がどの程度か」という事実問題の調査結果に依存し、さらにその結果をふまえた上で実践的決断を下す必要があり、ある意味では暴力的な線引きをしなければならなくなるであろう。それがすなわち「バランスをとる」ということを先に言った真意ということになる。

このような、バランスを重視する是々非々の判断は、極端に「原理主義的な法学者にも、同じく「原理主義的」な経済学者にも、可能ではない。双方の理論的主張をよくふまえた上で、真摯に思索を重ねる哲学や応用倫理学にとっての「出る幕」が、ここに、あるかもしれない。その際、最弱の一人にこだわり事実上不可能な高コスト社会を是認する法学の原理と、大規模な弱者の犠牲を「激変緩和措置」の余地なく「調整過程」と見て一顧だにしない経済学の原理とを、理論的なレベルで熟知する必要があり、それらを通じてこれらの社会科学を牽制していかなければならないことは、論をまたないであろう。

市場原理主義と法的規制の拮抗の問題を、薬剤を例に応用倫理（生命倫理学）の見地から見てきた⁽¹¹⁾。従来倫理学が、「生命倫理」を問題にし、「高度医療」を語る際、経済的視点を視野におさめることは少なかったと思われる。まれに議論が及ぶ場合にも、臓器移植問題における人体部品の売買取引というような話柄を通じた、経済（活動）を単に醜悪なものとみなす視点でしかなかった。その意味で、本稿の言う法学サイドに一方的に偏したものであったと言えよう。これは「偏り」である。そこで語られる生命尊重の議論は、実際の世界に対しては有効でなく、無意味なものとなってしまっていたであろう。本稿における考察は（私の前稿「医療経済と応用倫理」〔麻生：2001〕と共に）、この無意味性を明確にすることが出来た、と考えるのである。

文献表

- [ロビンズ：1957] ロビンズ（中山伊知郎監修・辻六兵衛訳）『経済学の本質と意義』東洋経済新報社
- [スマス：1978] スマス（大河内一男監訳）『国富論 I』中公文庫
- [竹内：1989] 竹内靖雄『経済倫理学のすすめ——「感情」から「勘定」へ』中公新書950
- [ハンソン：1989] オッレ・ハンソン（斎藤正美訳）『チバガイギーの内幕・薬害の構造』青木書店
- [川上・小坂：1991] 川上武・小坂富美子『医療改革と企業化——日本医療の構造分析』勁草書房
- [石黒・伊藤：1993] 石黒一憲・伊藤元重『提言 通商摩擦』NTT出版
- [カラブレイジ：1993] グイド・カラブレイジ（小林秀文訳）『事故の費用——法と経済学による分析——』信山社
- [水野：1994] 水野肇『薬よ、おごるなけれ』紀伊国屋書店
- [鶴田（編）：1995] 鶴田忠彦（編）『日本の医療経済』東洋経済新報社
- [石黒：1996] 石黒一憲『通商摩擦と日本の進路』木鐸社
- [ラックス：1996] ケネス・ラックス（田中秀臣訳）『アダム・スマスの失敗——なぜ経済学にはモラルがないのか』草思社
- [植草（編）：1997] 植草益（編）『社会的規制の経済学』NTT出版
- [富家：1997] 富家孝『厚生省薬害史——行政の歪が見えてくる！厚生省薬事関連訴訟の軌跡』三一書房
- [石黒：1998] 石黒一憲『法と経済』岩波書店（シリーズ現代の経済）
- [水野：2000] 水野肇『クスリ社会を生きる——エッセンシャル・ドラッグの時代』中公新書1563
- [麻生：2001] 麻生享志『医療経済と応用倫理』『応用倫理・哲学論集』東京大学大学院人文社会系研究科哲学研究室刊 1号
- [水野：2001] 水野肇『待ったなしの医療改革・庶民の目線でえがく』厚生科学研究所
- [麻生：2002] 麻生享志『ジョン・デューイにおけるプラグマティズムの真理観の研究』コンテンツ・ワークス社よりインターネット、オン・デマンド出版
- [石黒：2002] 石黒一憲『国際摩擦と法——羅針盤なき日本<新版>』信山社
(ちくま新書017より出された同題の著作に、注を付け、書き下ろしを加え再刊)
- [別冊ジュリスト：no.140] 唄孝一・宇都木伸・平林勝政（編）『医療過誤判例百選 [第二版]』(1996)

注

- 1 あらかじめ、本論文の「意図」に関連する注意を、一言しておこう。本論では、ヒュームの指摘する、このような「自然主義的誤謬」(ムーア)に対して、哲学（むしろ純粹な理論的倫理学）の見地から考察し、直接ヒュームを解釈しようという意図はない。それを試みることは、本論文とは別の関心に属する。ここでは、もっと具体的な問題を論じたい。
ただしだからといって、本文に言う「ヒューム的異論」は、本論文にとってまったくの無関係というものでもない。彼の理論枠組みに立って、事実研究たる社会科学が、ヒュームとしては領域を別立てしている「当為の領域・価値の領域」にどうコミットするか、といった視点は、全体を通じて堅持されている。ちなみに私のこれまでの主要な研究対象であったデューイ哲学において、ヒュームのように事実と価値とを峻別する態度は肯定できず、批判を受けるべきものである。このデューイ解釈の問題については、拙著・博士学位論文『ジョン・デューイにおけるプラグマティズムの真理観の研究』〔麻生:2002〕を参照。
- 2 「ゾロ」とは、〈画期的な薬剤が開発〉された時、〈特許逃れのために〉〈ほとんど同じでも構造式の亀の甲の先がひとつちがうだけ〉といったものを〈合成〉し、〈値段も安く設定〉して、〈たちまち市場を席捲〉する「亜流の薬」のことである。〔水野：2000：p.100〕
- 3 一例だが、ある医療経済学の専門書では、〈健康状態の改善は効用水準を高める〉〔鶴田（編）：1995：p.26〕・「薬効の消費による効用」〔同書:p.176〕にはじまり、はては〈高度医療機関における混雑……いわゆる待ち行列〉〔同書:p.219〕までが、経済学的な効用として、「計算」の対象となっているごときである。
- 4 見出し得た限りで、石黒による唯一の細かい言及は次のものである。〈一般化すると、薬の副作用の人種差ということである。私は自然科学のことはよくわからないけれども、医薬品企業法務研究会の関係などいろいろな機会に勉強させてもらっている。専門の自然科学のほうでも、人種差が薬の副作用とどう関係するかということは、いままさに研究されつつあり、いまの段階では何の結論も出せないというのが一般的な見方のようである。〉〔石黒:1996:p.347〕
- 5 ただしさらに後に、厚生省の日本人治験データを要件とする原則について〈のこと自体、それほど根拠があるものと思えない〉と書いている箇所も

あり、揺れているわけである。[水野：2001：p.35]

- 6 たとえ一般論として、薬の効き方・副作用に人種差・民族差が見られたとしても、石黒の主張する「キノホルムースモン病」の場合にどうかとなると、また別の問題になる筈である。つまりスイスの治験データと日本の薬害被害の大量発生の間に、この「人種差」を示す関係が認められる、とは限らない。というのは、日本と欧米とで、スモン病の発生状況を単純・直接に比較できるか、という問題があるからである。これについての言及として、例えば[ハンソン：1989]・[水野：2000：pp.78-80]・[富家：1997：pp.65-93]がある。第一に、日本では薬害自体が、欧米より多い。これには厚生省の体质的・制度的欠陥を指摘する声[富家：1997]や、薬剤銘柄の多さにより医師がそれらを的確に使いこなす困難の指摘[水野：2000]が聞かれる。更に第二に、日本におけるスモン病の発生については、異常な大量投与・大量投与にしても欧米以上の大量投与が考えられる。水野が〈患者が数百人も出た病院の院長〉[同書：p.79]に投与の実態を尋ねたところ、キノホルムは局方の薬（〈薬局方に掲載されている薬品で定評のある薬品〉[同書：pp.78-9]）であり、〈局方の薬は当時は投与量に関係なく副作用がないと信じられていた〉[同書：p.79]ということもあって、その投与量は——驚くべきことに——規定量の〈「数十倍ぐらい」という答えだった〉(ibid)。さらに「驚くべきこと」だが、〈なかには一〇〇倍も投与された〉例もあったそうだ、と水野は言う。(ibid)（こうした大量投与は、〈投薬即治療〉の伝統——水野に指摘がある[同書：e.g. p.131]——と、薬漬け的医療を保険点数において優遇する制度的な面もあって生じた[水野：1994：p.157]ことであろう。）第三に、日本は、キノホルムが粉末状（散剤）で売り出された唯一の国であったことも考え合わせなければならない。[ハンソン：1989：p.43]

このような薬害事件の場合、医学的に明白な結論を個々の事例に即して導き出すのには困難がある。スモン訴訟において最後に出された東京高裁判決（平成二年一二月七日判決、判タ七四八号六五頁）と、それに関する問題点も参照。（[別冊ジュリスト：no.140：pp.66-9, esp. p.69] [富家：1997：p.88]）

- 7 アダム・スミスにまで淵源する、この種の利己活動擁護論が経済学に与えた「悪しき」影響に関しては、『アダム・スミスの失敗——なぜ経済学にはモラルがないのか』[ラックス：1996]を、ぜひ参照。
- 8 もちろんここには、事態を強調するために、誇張的なところもあり、また、経済学・法学どちらにも、内部に、ここで説明にあてはまらない要素・傾向・構成員を含んでいるであろう。

- 9 石黒自身〈何十年も前に入れられたけれども、いまは事情が全然違っているから必要ないという規制がたくさんあることは事実〉[石黒：1996：p.346]と言つており、また当然経済学者（例えば伊藤）は〈もちろん、筆者〔伊藤〕は規制が必要でないと言つているのではない〉[石黒・伊藤：1993]と認める。
- 10 ただ、法と経済が正面から衝突し、「全面戦争」となった時、その決着を誰がつけるのかと言えば、（民主主義社会の場合）国民（民衆）である。彼らは主権者だからである。例えば規制が甚だしいと思えば緩和に流れ、外資の参入で薬害が相次げば厚生労働省を一斉に非難する。（……このたぐいの事故が起きると、社会現象として、みんな「政府は何をしていたのか」という話になる……）。[石黒：1996：p.346]）ただ民衆は「実体」がなく、マスコミも単なる一部分にしか過ぎないとすれば、実際に事を決着させるのは、実は国会ということになる。彼らは国権の最高機関だからである。国会議員は立法府の人間として「法派」的発想をするようでもあり、選挙による当選が権力基盤であることから政治資金等の面で「経済派」的になるようでもある。（概に言えず、場によって変わる。）
- 11 この本論の結論部分において、それを「ヒューム的異論」の見地から振り返り、（本論文の考察範囲「内」に限って）言及しておくのも、あながち「完全な無駄」でもあるまい。市場原理主義は、確かに「パレート改善的有利さの自明性」と「稀少資源の最大限な活用」という課題解決の見地から、「事実」から「価値」への論理飛躍という難点を迂回することができ、その意味で有力にして強力な主張である。しかしそれならば、その主張は完全無欠で疑いを容れる余地がなく、事実的探究の結論から当為的結論を与える、と言えるのだろうか。本論文の結論は、明らかに懷疑的否定的なものである。つまり、完全無欠とは、到底、言い得ない。このように、ヒューム的異論を「迂回」する強力な主張も、なお、仮説性をまぬがれない。それゆえ、実施時にもたらされる弊害に対しては慎重でなければならず、探究結果を軽信・過信・盲信したり、偏狭に疑問の余地を最初から締め出したりすることは許されない。その意味では、経済学には、党派性への反省（本論文第二節）は、なお必須不可欠なのである。

（あさお・たかし 研究拠点形成特任研究员・駒澤大学他非常勤講師）

Deregulation to Foreign Medicine Manufactures, from the Point of View of “Law, Economics and Bioethics”

Takashi Asao

Hume contended that we must make a distinction between facts and values in order to argue philosophical problems. Investigations of facts never produce new conclusions on values. But we ordinarily consider a type of value as self-evident. Means that give more money, or cost less money, are naturally valuable. Given problems to solve, we regard the propositions of facts as the ones of values. We decide what to do, when we reach a conclusion about facts.

The notion of Pareto Improvement in economics is an example. Pareto Improvement can be reached through the market system. So we get the Principle of Market Capitalism. Deregulation is intimately related to it. Pharmacy companies in Japan are protected by a variety of regulations. For example, the Ministry of Health, Labour and Welfare demands clinical trial data, from tests on Japanese people, in order to approve a new drug. But soon, this requirement will be abolished because of a new medicine, Viagra. It was approved without Japanese data.

But this deregulation may contain serious defects. Here we must remember the case of SMON-disease (Sub-acute-Myelo-Optical-Neuropathy). The medicine, Clioquinol, which causes SMON, had been used worldwide. SMON occurred on large scale in Japan, but in other countries occurrences of it were very few. So medicines may have various degrees of effects and side effects for different races. If so, regulations that demand tests on Japanese people are reasonable. The relation between a medicine's effect and race is now under investigation, and we have no obvious conclusions.

Justification of regulation runs contrary to the economic principle of market-capitalism. Justification represents a judicial point of view. There is a radical difference between economists and jurists. We must judge the solution with adequate moderation based on the situation. We cannot take an extreme juristic position, no more than an extreme economic one.

Bioethics has been a very active field in Japan for these fifteen years. But bioethicists lack a sense of economics, and they have no knowledge about health-economics. This is a serious defect. Bioethics, or philosophy, has an important role to play in judging moderate means for medical institutions, and their ethics. So bioethics must include knowledge of economics, jurisprudence, and related methodologies.